

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
欠席	委 員	服 部 貢	
欠席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和3年2月22日（月） 午前9時00分から午前9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（12人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 7 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 若松孝志 主事 溝口雅也 礪川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和3年2月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中12名で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号12番 加藤 さゆみ 委員 議席番号15番 伊藤 豊 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・14件 決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・17件</p> <p>専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・17件 2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・7件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・1件</p> <p>報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・19件</p> <p>それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第29号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請14件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成7年に大井町にて、個人で建設現場に係る運搬業を始め、令和2年に法人化しました。事業は順調で今後増車を計画しています。以前から大井町で駐車場を借りていますが、平成28年に現在の会社所在地に移転したため、車両の乗り込みに10分ほどかかり不便な状態です。また、建設現場における配車の効率化の要求は高く、自社の土砂置場を確保していないと受注を逃すこともあります。そこで、本社近くで利用できる土地を探しましたが、なかなか適した土地を見つけることができず、ようやく申請地を見つけることができました。今般の申請にて申請地を買い受け、土砂置場および車両置場を設置する予定です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は主に愛西市、津島市を中心に屋根工事業を営んでおります。屋根工事という業種柄、大量の瓦等の屋根材や端材を取り扱うため、どうしても広大な保管場所が必要となります。また、トラックやワンボックスカーを自宅兼事務所に無理やり押し込んでいる状態です。資材は現在元請業者の方に保管をお願いしています。このような状態を改善するため、利用できる土地を探しましたが、条件に合う土地を見つけることができませんでした。申請地は、現在の事業所に近く、資材等の管理が容易であり、在庫を保管する面積としても適当であり、他の農地への影響も少ないことから最適地として選定いたしました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する予定です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の実家にて夫婦と子1人、両親の計5人で生活しております。子どもの成長に伴い、家財道具が増えるにつれて、現在の住まいでは手狭になってきたため、実家敷地内の宅地で戸建て住宅の建築を計画しました。しかし、当該既存宅地単独では接道が確保できず、隣接する申請地を進入路として利用すれば建築できることがわかりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、必要最低限の進入路を設置する計画です。</p>

事務局

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成31年に結婚し、住所地の賃貸住宅にて夫婦2人で生活しております。そろそろ子どものことを考えるようになってきましたが、共働きであり、子どもができた後も仕事を続けたいと考えています。両親に相談したところ、近くに住めば育児の援助もできるし、農業の手助けもできるので実家の近くで住むことができれば、お互いにメリットがあるとの助言を受けました。実家の近くで建築できる場所を探したところ、遠縁にあたる所有者より申請地を譲ってもよいとの話になりました。今般の申請にて、申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成30年から二子町で産業廃棄物中間処理施設として営業を開始しました。運ばれた産業廃棄物を当施設内で分級する事業を行っています。現在従業員及び来客者用の駐車場を特に設けていないため、事業地内を利用していますが、業務に支障がでるためやむを得ず道路に駐車する事も少なくありません。早急に駐車場を確保する必要があるため、適した土地を探したところ、当事業所の東側道路に面した申請地を使用してもよいとの話になりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、個人としては父親の代より事業を行っており、平成3年からは法人としてストロー製造業を営んでおります。業務は順調に伸びており、現在第3工場を建設しています。駐車場であったところに建築しているため、駐車場が不足し、早急に駐車場用地を確保する必要があるため出てきました。近隣の宅地や雑種地を探しましたが、条件に合う土地を見つけることができませんでしたが、幸い第1工場に隣接した申請地を貸していただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子の3人で暮らしています。家財道具も増え、今後の将来設計を考える上で現在の住まいでは大変手狭な状況です。妻は現在育児休業中ですが、復職するのに両親に子育ての援助をしてもらうこともでき、将来的には親の介護が必要になるため、実家近くでの住宅建築を考えました。実家近くの不動産をあたりましたが、なかなか良い物件はなく、困っていたところ父所有の土地に建ててはどうかとお話しをいただきました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、愛西市の企業誘致事業に参加した業者であり、テナント貸し出し、管理をする事業を行っています。開業するにあたって駐車場用地が相当数不足していることがわかり、早急に駐車場を確保する必要があるため出てきました。事業所の近隣の土地を探したところ、周囲は農振農用地であるため、事業所から200メートルの距離にある申請地の紹介を受けました。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

事務局

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は町方町にて通所介護事業所を運営しております。その土地建物の賃貸借期間を一度は延長したものの、令和3年12月までとなっており移転先を探す必要があります。移転先として市街化区域や雑種地、白地農地を探しましたが条件に合う土地は見つかりませんでした。申請地は、現在の運営している事業所から1.1kmで、現在の利用者の負担も少なく、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、通所介護事業所を建築する計画です。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成9年に勝幡町で会社を設立し、土木工事業、建設工事業を営んでおります。事業が好調なことから業績も急伸しており、繁茂期になると資材の量が増加し、従業員も増員します。そのため、資材置き場と駐車場が足りておらず、非常に困窮しており、敷地の拡張を計画しました。既存の資材置場の周辺の土地を探したところ、隣接する農地を譲ってもよいと言われました。申請地は、現在使用している資材置場に隣接し、一体利用することができ、他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子の3人で暮らしています。結婚当初は両親と同居しておりましたが、うまく折り合わず別居し、現在にいたっております。ただし、両親ともに年を取ってきたため、近くで面倒を見たいという思いが募ってきました。そこで、実家の近隣の土地を探したところ、たまたま隣地を譲ってもよいという話をいただき、今回の計画に至りました。今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。

(12番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子2人の4人で暮らしています。子供が成長するに連れて家財道具も増え、現在のアパートは大変手狭な状態です。そこで、実家の近くに戸建て住宅を構えたいと考えるようになりました。なかなか条件に合う土地を見つけることができず、住宅建築をあきらめかけていたところ、申請地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。

(13番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成16年に愛西市で特定非営利法人を設立し、平成22年からは福祉ホームや障害者の就労支援施設を展開しています。学童期から成人期までの長期にわたり支援する施設は少なく、子どもの将来を心配する親からの入所希望が絶えない状態です。この度、生活訓練センターを所有駐車場の敷地内に建築する計画となり、駐車場が減損されたため、駐車場を早急に整備する必要がありますが出てきました。施設付近の土地を探したところ、申請地が見つかり、所有者の承諾を得ることができました。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

事務局	<p>(14番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子1人の3人で暮らしています。子供が成長するに連れて家財道具も増え、現在のアパートは大変手狭な状態です。近い将来、家族が増えた場合のことも考えると、戸建て住宅を実家の近くに構えたいと考えるようになりました。なかなか条件に合う土地を見つけることができず、住宅建築をあきらめかけていたところ、父所有の申請地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、14件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第30号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請14件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から17番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第11号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から17番、全体筆数は115筆、面積は117,853㎡です。1番から15番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、12名の方々が借り受けております。その他16番から17番までは相対の利用権設定で2名の方が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、野菜です。愛知県知事同意は令和3年2月2日、愛知県農業振興基金同意は令和3年2月3日、公告年月日は令和3年2月26日、契約開始年月日は令和3年3月1日となっております。権利の内容は、賃借権、しようたいでございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第11号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から17番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、17件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、7件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から19番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、19件の合意解約の通知を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時20分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和3年2月22日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 12番委員 加 藤 さゆみ

議事録署名者

議席番号 15番委員 伊 藤 豊